

◎新潟県告示第431号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県柏崎地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年4月5日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（経営体育成基盤整備事業 畔屋地区 確定測量）
- 2 作業期間 令和5年7月24日から令和6年3月11日まで
- 3 作業地域 新潟県柏崎市大字畔屋ほか 地内